

認定事業者 NEWS ニュース

令和元年度中における地下タンク等定期点検の現況

地下タンク等定期点検認定事業者の皆様から報告された、令和元年度中の定期点検の実施状況についてとりまとめました。

1 危険物施設の点検状況

異常あり割合を施設種別ごとにみると、製造所は490件中19件で3.9%、地下タンク貯蔵所は38,500件中451件で1.2%、給油取扱所は18,080件中235件で1.3%、一般取扱所は6,052件中58件で1.0%となっている。

少量危険物施設の異常ありの割合は、1,634件中37件で2.3%となっており、消防法に定める定期点検義務のあるほとんどの危険物施設よりも異常ありの割合が高く、この傾向は点検タンク基数においても同様の傾向が見られる(表1)。

表1 危険物施設の点検状況

施設種別	点検施設数	タンク基数	異常ありの点検施設数 (%)	異常ありのタンク基数 (%)
製造所	490件	595基	19件(3.9%)	19基(3.2%)
貯蔵所	地下タンク貯蔵所	38,500件	451件(1.2%)	414基(0.9%)
	屋外タンク貯蔵所※	391件	5件(1.3%)	
	屋内タンク貯蔵所※	126件	1件(0.8%)	
取扱所	給油取扱所	18,080件	235件(1.3%)	254基(0.5%)
	一般取扱所	6,052件	58件(1.0%)	52基(0.7%)
少量危険物貯蔵取扱所	1,634件	1,741基	37件(2.3%)	39基(2.2%)
合計	65,273件	114,208基	806件(1.2%)	778基(0.7%)

※屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所は、配管のみの点検状況である。

— 認定事業者ニュース —

令和元年度中における地下タンク等定期点検の現況	1
令和元年度中における移動貯蔵タンク定期点検の現況	3
ヒヤリ・ハット集	5
定期講習受講期限の延長について	7
移動貯蔵タンク圧力点検済証の一部変更について	8
事務所の移転先について(お知らせ)	8

No. 34

発行所

令和2年10月1日発行
発行所 一般財団法人全国危険物安全協会
〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19
ヤクルト本社ビル15階
TEL 03(5962)8921
03(5962)8923 (業務課直通)
FAX 03(5962)8929
H P <https://www.zenkikyo.or.jp>
印刷 株式会社ぎょうせい

2 地下貯蔵タンク等・地下埋設配管点検方法の状況

タンク又はタンクと配管の点検方法では、微加圧法が最も多く、そのことに伴い液相部点検がその次に多くなっている（表2）。

表2 地下貯蔵タンク等・地下埋設配管点検方法の状況

(単位：件)

		タンク又はタンクと配管の実施件数	配管単独	検知層	
点 検 数		198,111	46,837	14,774	
点 検 方 法	加 圧 法	異常なし	9,909	11,192	
		異常あり	186	198	
	微 加 圧 法	異常なし	85,359	565	
		異常あり	451	39	
	微 減 圧 法	異常なし	6,897	40	
		異常あり	105	0	
	減 圧 法	異常なし			12,155
		異常あり			26
	液 相 部 点 検	異常なし	72,233		
		異常あり	70		
そ の 他 の 方 法	異常なし	22,883	34,799	11	
	異常あり	18	4	0	

3 異常があったタンク等の異常箇所

異常があったタンク等の異常箇所の合計は890件で、タンク本体の異常が認められた箇所は170件あり、このうち気相部が156件と約92%を占めている。配管（吸引管・注入管・その他の油配管）の異常は309件であり、このうち吸引管が145件と約47%を占めている。また、通気管の異常も314件となっている（表3）。

配管と通気管を合わせた異常件数がタンク本体よりも多いことから、タンク本体と配管及び通気管を同時に点検した結果、異常が認められた場合は、配管及び通気管に重点をおいて確認することも重要である。

一方、二重殻タンクの検知層の異常も36件認められているので、点検に際しては埋設後の経過年数が比較的浅いタンクにおいても十分注意して行う必要がある。

表3 異常があったタンク等の異常箇所

(単位：件)

異常箇所	件 数	異常箇所	件 数
タンク本体気相部	156	吸 引 管	145
タンク本体液相部	14	注 入 管	65
二重殻タンクの検知層	36	そ の 他 の 油 配 管	99
通 気 管	314	タンク本体及び配管以外	61
合 計			890

4 点検後の処置状況の把握

異常が認められた832件のうち、点検後の処置状況を把握していたのは464件（約56%）であり、このうち点検を実施した認定事業者が修理まで行ったのは310件（約67%）となっている（表4）。異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明となっている例が148件あり、異常が発見された場合は、報告後の設置者の対応まで確認するのが望ましい。

表4 点検後の処置状況の把握

(単位：件)

点検後の処置状況の把握	処置内容	件数
把握なし	異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明。	148
	異常の有無のみ報告したが、自社での異常箇所特定は困難であった。	24
	異常の有無のみを報告し、その後再点検を実施した。	48
	異常箇所を特定して報告のみした。	148
把握あり	異常箇所を特定し報告した後、自社で修理した。	310
	異常箇所を特定し報告した後、設置者が業者に依頼し修理した。	133
	異常箇所を特定し報告したが、修理不能であった。	21
合計		832

令和元年度中における移動貯蔵タンク定期点検の現況

移動貯蔵タンク定期点検認定事業者の皆様から報告された、令和元年度中の定期点検の実施状況についてとりまとめました。

1 点検方法の状況

点検タンク数の合計8,450基のうち、ガス加圧法によるものが8,417基、液体加圧法によるものが24基となっている（表5）。

表5 点検方法の状況

(単位：基)

移動タンク貯蔵所の種類			単一車式		被けん引車式	
			積載式	積載式以外	積載式	積載式以外
点検タンク数			2,726	4,738	268	718
点検方法	ガス加圧法	異常なし	2,683	4,620	256	673
		異常あり	43	85	12	45
	液体加圧法	異常なし	0	24	0	1
		異常あり	0	1	0	0
	直接法	異常なし	0	0	0	0
		異常あり	0	0	0	0
	その他の方法	異常なし	0	9	0	0
		異常あり	0	0	0	0
全点検タンク数			8,450			

2 タンクの異常箇所

異常箇所の合計は342件で、このうちパッキン類の異常が306件であり約89%を占めている(表6)。

認定事業者によっては、新しいパッキンに取り替えてから、漏れの点検を実施するところもあるが、異常が認められた場合は、パッキン類の確認を優先して行うことが重要である。

表6 異常があったタンクの異常箇所

(単位：件)

タンク本体		パッキン類		付属設備	
胴体又は鏡板部 腐食亀裂等	8	マンホールパッキン	110	マンホール	6
防護枠又は側面枠 取付部腐食亀裂等	0	底弁パッキン	67	底弁	7
タンク下部取付台座 周囲腐食等	0	計量口パッキン	65	計量口	4
その他のタンク本体に 係る腐食亀裂等	4	その他パッキン	64	その他付属設備	7
計	12	計	306	計	24
合計					342

3 点検後の処置状況の把握

異常が認められた294件のうち、点検後の処置状況を把握していたのは255件(約87%)で、このうち点検を実施した認定事業者が修理まで行ったのは236件(約93%)となっている(表7)。

表7 点検後の処置状況の把握

(単位：件)

点検後の処置 状況の把握	処置内容	件数
把握なし	異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明。	13
	異常の有無のみを報告したが、自社での異常箇所特定は困難であった。	0
	異常の有無のみを報告し、その後再点検を実施した。	21
	異常箇所を特定し報告のみした。	5
把握あり	異常箇所を特定し報告した後、自社で修理した。	236
	異常箇所を特定し報告した後、設置者が他業者に依頼し修理した。	18
	異常箇所を特定し報告したが、修理不能であった。	1
合計		294

◀ ヒヤリ・ハット集 ▶

認定事業者の皆様から寄せられた定期点検時のヒヤリ・ハットをとりまとめました。

これらの事例は、複数の認定事業者の皆様が同様のヒヤリ・ハットを経験した代表的な事例です。

ヒヤリ・ハットは、一歩間違えれば大事故につながる危険性を持っています。その時は何事もなく終わってしまったとしても、ヒヤリ・ハットを重ねれば重ねるほど大事故に近づくといっても過言ではありません。これらのヒヤリ・ハットを参考にして自らの立場に置き換えて行動すれば、大事故につながる確率が少なくなります。特に危険物を扱う場所での一般人の行動など、認定事業者の皆様は事故防止においてすべてに万全の注意を払ってください。

地下タンク等定期点検時のヒヤリ・ハット

点検前・準備

- 通気管の閉止作業中、風が強く、はしごが揺れて体勢を崩しそうになった。
(通気管閉止作業等の高所作業時に「転落しそうになった」、「工具を落下させそうになった」というヒヤリ・ハットが毎年多くみられます。)
- 夜間作業時、マンホールを開放する際に手や足を挟みそうになった。
- 戻り管を閉止するため配管を取り外したら、予想以上に油が多く出てヒヤリとした。
- 吸引ストレーナー開放時に、2次側のバルブの漏れにより、立ち上がった配管中の油がストレーナーから溢れてきた。

点検中

- 夜間作業時、マンホールの端につまずいて転倒しそうになった。
- 窒素ガス充てん時、並行で別作業を行っていて規定数値より多く充てんしそうになった。
- 計測機器のケーブルに足を引っ掛けそうになった。
- 圧力検査の際に機械が止まっていたため、規定の圧力を超えそうになった。
- カラーコーンとバーで作業場所を区別しているが、バーを越えてマンホール内を覗きに来る人がいた。
- 配管加圧時、太陽光が当たり、温度が上がって、圧力も上がってしまった。
- 液相部検査での減圧中、誤ってドロップパイプに接触してしまい、油を吸い上げそうになった。
- 減圧時、圧力モニターを見ても圧力の変動がなく、圧力ホースを辿ったら折れていた。

点検後

- 吸引管の復旧時に、油が上がらないことがあった。(ギヤポンプの劣化)
- 吸引管のパッキンが劣化していたのに気づかず、点検後油漏れしてきた。
- 最後にサービスタンクへ給油を確認した時、バルブを閉めたままポンプを動かしてしまった。

気象その他

- 降雪時に滑りやすかった。
- 抜いた油を入れたバケツが風で倒れそうになった。
- 点検施設の屋外ポンプの屋根の裏にハチが巣を作っていた。

移動貯蔵タンク定期点検時のヒヤリ・ハット

点検前・準備

- 海岸沿いに保管してあるローリーにて、マンホール締め込みねじが錆びていたため、折れそうになっていた。
- 安全装置を外す時、固かったのでパイプレンチ（大）を使用したところ安全装置を破損した。
- タンク上部に油が付着しており、治具を設置する際、滑り転倒しそうになった。

点検中

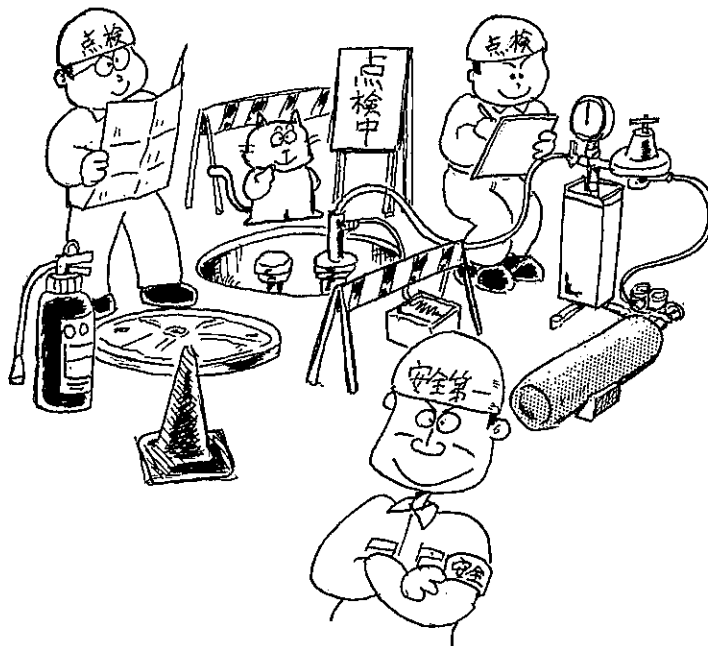
- タンク内に工具を落としそうになった。
- せっけん水で漏れを確認する際に、せっけん水で滑って転びそうになった。（転倒する恐れもある。）
- 2槽式タンクを加圧中、加圧用バルブが閉まっているところがあり、片方のみ加圧していた。
- 加圧側のホースがねじれていて、バルブを開いているにもかかわらず、測定圧力が上がらなかった。
- 屋根のないところで検査中に、外気温の上昇により異常の判定が出た。

点検後・復旧

- タンク上部に工具などを忘れそうになった。

気象その他

- 雨天時、タンク上部で作業中に足を滑らせ落下しそうになった。
- 冬に点検中、雪で滑りヒヤリとした。
- 屋根のある車庫内で検査中、ローリーの上で立ったら、屋根に頭をぶつけた。



定期講習受講期限の延長について

令和2年度の定期点検技術者講習会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、実施計画の変更や定期講習では午前の部と午後の部に分けての実施等、受講する皆様にご迷惑とご不便をおかけしております。

当協会では講習室の換気や席の間隔を空ける、消毒の徹底等、感染防止対策を徹底して講習会を開催しておりますが、今年度定期講習の受講期限を迎える方から「定期講習を受講したいが、感染のリスクが心配。」といったお問い合わせが多く寄せられています。当協会では「今年は講習を控えたい。」という方には受講期限の延長申請をご案内しています。受講期限の延長申請とは、受講期限の年度内においてやむを得ない事情により受講が出来ない場合は、受講期限を1年間延長できるものです。このやむを得ない事情の中に「新型コロナウイルス感染症防止のため」という理由も含まれます。

【受講期限の延長申請に必要なもの】

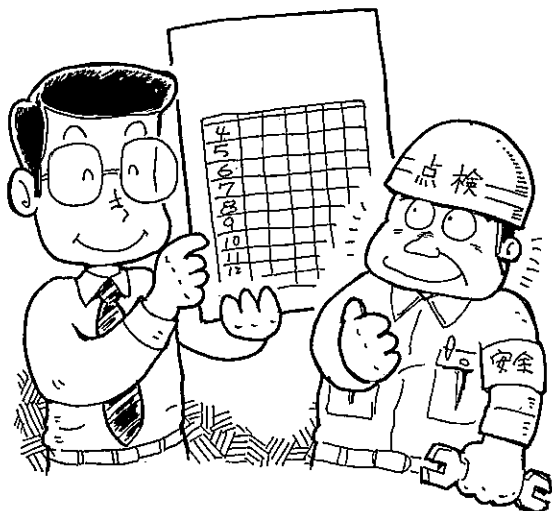
- 「定期講習受講期限延長申請書」
- 講習修了証（両面）のコピー（鮮明なもの）
- 延長申請承認書送付用封筒（長3封筒に84円切手を貼付、宛名及び宛先を記入）

上記3点を同封したものを（一財）全国危険物安全協会業務課宛てまで郵送してください。

なお、「定期講習受講期限延長申請書」は、当協会のホームページからダウンロードできますが、郵送希望の方は返信用封筒（角2封筒に120円切手を貼付、宛名及び宛先を記入）を（一財）全国危険物安全協会業務課宛てまでお送りください。

【注意事項】

- ① 延長申請承認書に記載された期限までに定期講習を受講しなかった場合は、修了証は失効となりますので、ご注意ください。また、延長申請をしますと、当協会から受講のお知らせは届きませんので、忘れずに受講してください。
- ② 延長申請を行い、翌年定期講習を受講しても、次回の受講期限は延長されませんので、ご注意ください。（次回は4年後の定期講習となります。）
- ③ 今後の講習会につきましては、予定どおり実施いたしますが、自治体又は会場管理者等から要請があった場合は、中止する場合があります。その際は、当協会のホームページに掲載いたします。なお、ご不明な点がございましたら、お電話等でお問合せください。



移動貯蔵タンク圧力点検済証の一部変更について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第34号）が令和元年8月27日公布・施行され、地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検の実施期限の終期に係る規定の見直しが行われたことから、（一財）全国危険物安全協会地下タンク等及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度に関する規則における様式第40号（第29条関係）圧力点検済証の次期圧力点検欄を一部変更いたしました。

今年度の移動貯蔵タンク定期講習より、ご案内しております。当協会では、来年度より新しい圧力点検済証を発行し順次、切り替えていきますが、現在お持ちの旧圧力点検済証も来年度以降も使用できますので、ご活用ください。変更点等につきましては次のとおりです。

新	旧
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>移動貯蔵タンク No. </p> <h3 style="text-align: center;">圧力点検済証</h3> <hr/> <p>認定番号 第 号</p> <p>認定事業者 </p> <p>圧力点検実施日 年 月 日</p> <p>次期圧力点検 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">一般財団法人 全国危険物安全協会</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>移動貯蔵タンク No. </p> <h3 style="text-align: center;">圧力点検済証</h3> <hr/> <p>認定番号 第 号</p> <p>認定事業者 </p> <p>圧力点検実施日 年 月 日</p> <p>次期圧力点検 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">一般財団法人 全国危険物安全協会</p> </div>
<p>「末」の文字が印字されました。</p>	<p>旧圧力点検済証もご使用いただけます。 点検後「末」と記載してください。</p>

事務所の移転先について（お知らせ）

日本消防会館（東京都港区虎ノ門2丁目9番16号）は建替えのため、令和2年9月30日をもって閉館いたしました。これに伴い、当協会は令和2年9月23日より下記の移転先において業務を行っておりますので、お知らせいたします。

【移転先】

〒105-0021

東京都港区東新橋1丁目1番19号 ヤクルト本社ビル15階

【電話番号】

代表 03-5962-8921

総務課 03-5962-8922 業務課 03-5962-8923

講習課 03-5962-8924 企業防災対策室 03-5962-8925

【ファクシミリ】

03-5962-8929